

『御伽草子』の禁止表現

—「な…そ」「…な」について—

田 中 司 郎

はじめに

終助詞「…な」「な…そ」は禁止を表すと一般には扱っているけれども、韻文では、作者の呼びかけの対象、散文では、身分、親子、男女の対人関係によって禁止のニュアンスに微妙な相違が見られる。このことは、昭和五十年三月以来、『古今和歌集』『新古今和歌集』『夜の寝覚』『落窓物語』『伊勢物語』『平仲物語』『曾我物語』『枕草子』『徒然草』『土佐日記』『蜻蛉日記』『和泉式部日記』『紫式部日記』『更級日記』『讀岐典侍日記』『十六夜日記』『万葉集』『古事記』の十九の作品を調査した結果、実証的に明らかにすることが出来た。前回は、天草版『平家物語』の禁止表現（「な…そ」「…な」）を調べる過程で、文学の担い手が貴族から庶民層へ広がっていく過渡期の「な…そ」「…な」はどうなっているか、また、「な…そ」が徐々に劣勢となり、「…な」の使用が主流を占めていく端緒をとらえるため用例を検討したが、十分な解明には至らなかつた。今回は時代をもうすこし下げ、「南北朝から江戸時代にかけて作られたわかりやすい散文体の読物^往」と言われている『御伽草子』の禁止表現を検討した。

『御伽草子』は、写本、絵巻物、奈良絵本として数多く残っている。^{注2}三百篇以上に上ると言われている。これらすべてを検討することは容易なことではないので、今回は、市古貞次校注『御伽草子』（日本古典文学大系岩波書店刊行）に収められている二十三篇を検討の対象とした。二十三篇は、「文正さうし」「鉢かづき」「小町草紙」「御曹子島渡」「唐糸さうし」「小幡狐」「七草草紙」「猿源平草紙」「物くさ太郎」「さざれいし」「蛤の草紙」「小敦盛」「二十四孝」「梵天国」「こせ猿さうし」「猫のさうし」「浜出草紙」「和泉式部」「一寸法師」「さくさき」「浦嶋太郎」「横笛草紙」「酒呑童子」「福富長者物語」「あきみち」「態野御本地のさうし」「三人法師」「秋夜長物語」である。

—

「な（副詞）・連用形・そ（終助詞）」六例

○懇願の気持を含めて禁止すると解されるもの 一例

用例一 「赤^{あか}きは酒^{さけ}のとがぞかし。鬼^{おに}となおほしめされそよ。わ
れもそなたの御姿^{すがた}うち見^みには恐ろしけれど、馴れてつぽいは山伏^{やまぶし}」

〔酒呑童子〕

「な…そ」は酒呑童子から山伏一行への会話の中にある。神便鬼毒の酒を飲んで酔った酒呑童子の山伏一行（頬光、貞光、季武、公時、保昌）に対する言葉である。「顔の赤いのは、酒のせいである。どうか鬼であるとお思いくださるな。」と酒呑童子は、山伏一行に制止する。この用例は、動作主が心情的になんらかの苦境にあるために、他に対しても制止の意を含みつつ懇ろに願い望む意があると解される部類にはいる。

○ 禁止の意を表すと解されるもの 五例

用例一 「されば常陸國の者ども此ころのことなれば、主なきらひそ、恩をきらへ、何か苦しかるべきとて、みな／＼文正にぞつかはれける。」（文正さうし）

「な…そ」は、常陸の國の者同士の会話中にある。「主なきらひそ、恩をきらへ」は、日本古典文学大系の頭注に「ことわざ」とある。また、日本古典文学全集の頭注に『細川幽斎教訓和歌』に「きのふまで下人なりとも果報にて威勢のあらばそれに従へ」とあることを記している。「主なきらひそ」は、前後の文意と諸本頭注等から主人の貴賤を考えて選り好みするな、の意と思われる。禁止の終助詞「…な」に通う「な…そ」である。

用例三 「何なげく昆陽野生田の草枕露と消えにしわれな思ふそ」〔小敦盛〕

「な…そ」は和歌の中があり、父敦盛の小敦盛に心情を吐露した箇所である。平敦盛は源氏に討たれたのちに、敦盛の子（小敦盛）は、下り松のもとに捨てられたが、法然上人に拾われ、稚児として育てられる。稚児は長じてから説法の場でその母と名乗りあう。そ

の後、賀茂の大明神のお告げのとおり、父敦盛の亡靈に摂津国の一谷でめぐりあう。小敦盛が亡靈の父の膝を枕として眠っている時に、父敦盛がしたためた一首である。「われな思うそ」は、（草葉に置く露のようにはかなく死んでしまつた）自分のことを慕うな」と亡靈の父敦盛が小敦盛に制止している箇所である。この用例も禁止の終助詞「…な」に通う「な…そ」である。概して父から子へ諭すような場合、かなり強い感じの制止になる。『御伽草子』（日本古典文学大系岩波書店刊）の頭注に「『思う』は『思ひ』の音便」とある。これに従う。

用例四 「出（で）て見ばやとおぼしめしそこなる足駄はかんと召されければ、足駄の下より、『人な踏ませ給ひそ』と申（す）。」（一寸法師）

「な…そ」は、一寸法師から三条宰相殿への会話の中にある。一寸法師は、住みなれた難波の浦を旅たつて、鳥羽の港に着く。そして、三条の宰相殿と申す方のもとに立ち寄る。「お頼みします」の声を聞いて、宰相殿は出て見ようかと思いなされ、そこにある足駄をはこうとなさつたところが、足駄の下から「私をお踏みなさるな」と一寸法師が申し上げる。この用例も禁止の終助詞「…な」に通う「な…そ」である。

用例五 「物かげにありと見えなば起きなせそこよひすぐすなもずの草ぐき」〔さいき〕

「な…そ」は女房から佐伯へ贈った和歌の中にある。「もずの草潛（くさぐき）は、「モズが春になると山に移り、人里近く姿を見せなくなることを草の中にもぐり隠れると言つたもの」と日本国語大辞典にある。また、『千載集』巻三・七九四に「たのめこし野べの道芝夏ふかしいづくなるらんもずの草ぐき」（藤原俊成）がある。歌の「こ

よひすぐすな」は、今晚のうちに佐伯が女房のところに忍んでくることを示唆したものと思われる。「なせそ」は「起き」を考慮して、起きてはならない、の意。

用例六 「宣旨と申せば出づべし。さりながら今朝卯の時まで、この殿に大王おはしましるに君を尊くせば、影な踏みそといふに、これまで参る事の不思議さ」（「懲野の御本地のさうし」）

「な…そ」は「五袁殿のせんかう女御」から「物のふ」への会話の中にある。摩訶陀国の大王の寵愛を得た五袁殿のせんかう女御が不本意のまま宮中から放逐される。しかし、この放逐は、嫉妬の念を持つ他の后たちの作り宣旨であった。そこで、「今朝卯の時まで、この殿におはしましるに、君を尊くせば、影な踏みそといふに、これまで参ることの不思議さ」と言い、せんかう女御はこの放逐を理解できない。しかし、宮中の武士は、強引に「けんこしやうの山のくれんしほの谷、はくせきの窟」に連れ去る。「影な踏みそ」は、大王の影を踏んではならない、の意。大王に仕える女御から仕える武士への言葉であるから強い制止となる。

二

〔連用形・そ（終助詞）〕

二例

○禁止の意を表すと解されるもの

用例七 「十三や、さのみ情をふりすてそ情は人のためにあらねば」（「和泉式部」）

「…そ」は、内裏で歌う数え歌の中にある。商人に姿をかけた比叡山の道命が数え歌を下女に歌つて聞かせる場面である。十三や、そうそうむやみにつれなくするものではない。情けは他人のためにはなく自分のためになるものであるから、の意。清水本に「さのみ

なさけなふりすてそ」とあり、松井本にも「さのみなさけなふりすてそ」とある。本来「そ」に禁止の意味はないが、「な…そ」形式が確立されることにより、「そ」にも禁止の意があると受け取られ、後には、副詞「な」との呼応なしで用いられる。

用例八 「（前略）弟が申（す）やう、『父御は佛になりてましますと、朝夕母御の仰せ候ひつる物を、さのみ泣き給（ひ）そ』とこざかしげに申せし程に、某前後を失ひて、行道も見えず候ひし也。」（「三人法師」）

「…そ」は、篠崎六郎左衛門が、一人の僧に話す会話の中にある。楠木正儀と仲違いした篠崎六郎左衛門が二人の僧に発心の経緯を話す場面の一部分。篠崎六郎左衛門は、生家のある篠崎に旅装の姿でふと立ち寄つてみると妻が亡くなり、九歳の姉と、六歳の弟が、骨をお寺に持つて行くところであった。姉が、父には生き別れ、母には死に別れと悲しむと、六歳の弟が、お父さまは仏になつていますと、朝晩お母さまがおつしやつていましたのに、そんなにお泣きなさるな、と健気にたしなめる。父であると名乗らずにその場を見ている六郎左衛門は紅涙に沈むことになった。禁止表現の「…そ」は、庶民の間にこのようにして用いられた後、いつごろからか消滅しているが、その時期について今後の検討課題としたい。

三

〔終止形・な（終助詞）〕

二七例

〔連体形・な（終助詞）〕

三例

〔連用形・な（終助詞）〕

一例

○懇願の気持を含めて禁止すると解されるもの

用例九 「さこそは草の蔭にて、うらめしとおぼすらん。よしう

らみとも思ふなよ、わづかの夢の世に、誰かながらへはつべきぞ、ことさら中にも若きが先立つあはれさよ（以下略）」（横笛草紙）

「…な」は、滝口が横笛の遺骸に語りかけている文中にある。夫婦は二世の契りと聞いていた横笛は、仏道修行を往生院で続けていた滝口を尋ねる。横笛は、姿を変え、同じ一つの庵室に住みついて花を摘むならば、横笛は水を汲み、後世にはともに同じ蓮の上に生まれる縁となりたいと思つて尋ねる。しかし往生院は女人禁制の所であった。このことを知つて嘆き苦しんだ横笛は、変わりない命があるからこそ、満たされない別れも恋しいのだと一筋に思いを決めて、大井川の千鳥が淵に身を投じてしまう。用例の箇所は、千鳥が淵にかけつけ、変わりはてた横笛の遺骸を、滝口が膝の上に抱き、悲嘆にくれている箇所である。仏門にある滝口は、あまりの悲しさに耐えられず、膝の上に変わりはてた横笛を抱いて、かわいそなう女だと思う。こうなるとわかつていたらどうして見もし見られもしなかつたのであらうか。横笛は、草葉の蔭でうらめしいと思つてゐるのである。しかし、夢のようなこの世にだれが最後まで生きながらえることができようか。若い身で先立つことはあわれなことだが、この世だけではない因果だと滝口は思う。そして、恨みの淵に沈んだ横笛を自分の命ある限りお弔いしようと思う。この用例は單なる禁止ではなくて、心情的に苦境にある滝口が変わりはてた横笛に懇ろに願い望む気持をこめて制止している禁止表現である。

用例一〇 「みなしこのすみつる山の龍田姫荒くも秋の木の葉散らすな」（熊野の御本地のさうし）

「物のふ」の「龍田姫」に呼びかける和歌の中に「…な」がある。五衰殿の后は内裏から放逐され、山中で打首になる。后は、「わが声

は蜀の山路も越へぬらん生める子の末思ふ思ひに」と辞世の句を詠んだ後、山中で誕生した王子を膝の上に置き、左の乳房を口に含ませて打首になる。この悲惨きわまりない状況を目にして、浮世の習いとはいえ、武士どもは無常の涙にくれて用例の一首を詠んだ。「荒くも秋の木の葉散らすな」の「…な」は、単なる禁止ではなく、筆舌に尽くしがたい母子の悲哀を配慮して制止したと思われる。この用例は、動作主あるいは主人公に密接な関係がある上に、事象の展開がはつきり予想できてさらに制止の意を含みつつ心情的に懇願する必要のある場合に用いられる解される用例である。

用例一一 「やゝ久しうありて某申（す）やう、『尉殿よ、これより後も、見放し給ふなよ。いかにく父母の草の蔭にてうれしく思ひ給ふらん。又尉殿の子孫に報ひ候（う）て、末もめでたくあるべし。返す／＼も其幼き人たち、いとしみ給はゞ、仏神三寶も、尉殿をまほり給ふべし。暇申（し）て尉殿、日も暮れ候へば』とて（以下略）」（三人法師）

「…な」は、六郎左衛門が、あさましき尉に話す文中にある。楠木正儀が京方へ降参するのを恨んで楠木を離れて遁世した六郎左衛門は、修業しながら諸国をめぐり歩いていた。とある日、不思議に河内国の篠崎にさしかかった。篠崎は、六郎左衛門の故郷である。生家を久しぶり見ると、篠地は荒れ、門はあるけれども扉はない。庭は草深く、雨風を防げそうもない。涙を流しながら歩いていくと、貧しい身なりの老人が道端の田を耕している。この老人が田の畔で休息して篠崎家の様子を六郎左衛門に話す。すなわち、六郎左衛門が遁世した時、三歳であった姫君は九歳になり、弟は六歳になつてゐる。母親は六郎左衛門遁世後、今日まで考えをめぐらして生計をたてていたが、病気になり、三日前に亡くなつた。老人は、この親

子の悲愁に耐えられず、声も惜しまずさめざめと泣く。こうして一家の様子を聞いた六郎左衛門は、衣の袖を顔に当てて泣き悲しんだ。やあつて出家の身の六郎左衛門は、老人に、「これから後も、どうか見放しなさるなよ。どんなにか父母が草葉の蔭でうれしく思いなさいているかはかりしない。このことは、あなたの子孫に報恩の形をとり、末もめでたく栄えるであろう」と懇切に話して去る。この「…な」は動作主あるいは主人公に密接な関係がある上に、事象の展開がはつきり予想できて、さらに制止の意を含みつつ心情的に懇願する必要のある場合に用いられると解される用例である。

用例一二 「我をうらみおぼしめすな。悪王生まれ給はんするとて、虎、狼もつての外に荒れて候なり。御誕生まではこれに候(う)て見参らせ候はんと思ひ候へども、なか／＼それもいかゞと思ひ候。御なごり惜しく候へども」（熊野の御本地のさうし）

「…な」は、善財王から五衰殿に住む女御への言葉の中にある。摩訶陀國の善財王は、千人の后を得ながら王子が皆無であった。しかし、五衰殿に住む女御が寵愛を得て懷妊する。相人占いの申すところには王子誕生である。この占いを聞いた九百九十九人の后達は、「もし大王がお聞きになつたら悪王であると言え。そういえば九百九十九人が持つている財宝を与えると相人占いにいう。そして、后達は善財王に次のように言うよう指示する。「この王子は悪王である。世の中は光もなく暗闇になるであろう。七歳で即位して父母の首をお斬りになるであろう。」相人占いを使っての策謀は、大王の心を揺さぶることになる。さらに、五千五百九十四人の喚き叫ぶ声に耐えられず、懷妊している五衰殿の后を内裏から放逐する。大王は、「私をお恨みくださるな。悪王がお生まれになるのであらうといつて喚き叫んでいた」と苦しい心情を吐露し、懇ろに願い望みながら

制止している。この「…な」も、動作主あるいは主人公に密接な関係がある上に、事象の展開がはつきり予想できて、さらに制止の意を含みつつ心情的に懇願する必要のある場合に用いられると解される用例である。

用例一三 「（前略）瀧口是を見て、あまり歎くもいたはし、せめては聲こゑなりとも聲かせばやと思ひてかくなん、

あづさ弓ゆみそるをうらみと思ふなよまことの道に入るぞれしきとありければ、瀧口たきぐちが聲こゑと聞きこよりも、あまりのうれしさに、横笛よこぢゆとりあへず、

あづさ弓ゆみそるを何なににうらむべきひきとゝむべき道にあらねばと泣く／＼うちながめ悶もだへへこがれて泣なきるたり。（「横笛草紙」）

「…な」は、瀧口の横笛への贈歌の中にある。「そるをうらみと思ふなよ」は、剃髪して出家するのを恨みに思うなよ、の意である。瀧口は、親の勘当を受けて横笛と晴れて夫婦になれない。そこで「まことの道」（仏の道）にいるのであるから「恨みに思つてくれるなよ」と贈歌する。「…な」は単なる禁止ではなく、歌の作者が心情的に苦しい境地にあるために横笛に制止の意を含めつつ懇ろに願い望む気持ちをこめて贈歌したと思われる。

○ 禁止の意を表すと解されるもの 二六例

用例一四 「東路のかたみとてこそぬぎ置おきくにかはるまでとは思ふなおもの君」（「文正さうし」）

二位の中将から君あての和歌の中に「…な」がある。関白殿下の御子である二位の中将是、「鹿島大宮司の下男の文正に一人の姫がいる。その二人とも上品でやさしく、光るほど美しい顔立ちである。氣立て、芸能にいたるまで人間のわざとも思われない。」ということを聞き、いわゆる見ぬ恋に陥り、いつとなく悩まるようになる。

この歌は、常陸の国へ下る時にしたためた中将殿の父母へのものである。一首の意は、これから自分は東国へ旅立つがその東国にでかける形見と思つてこれを脱いで置きますが、出家して姿が変わるとは思つてくださるな、両親様、の意である。日本古典文学大系『御伽草子』に次の頭注がる。「かはるまで」というところが解し難い。なお丹縁本「あふまでのかたみなりけりぬきをくをかはれる袖とおもふなよきみ」、京大本「あふまでのかたみとてこそぬきをくにかかる袖とおもふなよきみ」とあり、「まで」は「そで」の誤りかもしれない。

用例一五 「昔を、しのび給ふなよ。あふは別のはじめ、生るゝは死すべきはじめ、たゞ水の泡なる世に、何事をいま語り給へる文の數をうち忘れ、思ひしことを、拂ひすて、『南無西方極楽世界へ、迎へさせ給へ』と念じ給ひて、わが苦患をものがれ、なれにしうのをも、助け給へ」（小町草子）

忘靈在原業平の小野小町への言葉。昔をお慕いなさるな。会うは別のはじめであり、生まれるのは死ななければならぬはじめ、ただ水の泡のようなはかない世に、何事を今さらお話しなさるのですか、と説得する場面の一部である。なお、この「小町草子」では、小町は八十歳の老女として登場する。業平は亡靈として登場し、しばらくしてかき消すようにいなくなる。

用例一六 「そもそも唐糸が注進をば、山ほどにおぼしめす、此度のよろこびには、越後信濃を取らすなり。唐糸それにて、頼朝が命を取ならば、關東八ヶ國を、父の手塚に取らせ、天が下の、副將軍となさうするなり。唐糸をば、義仲が、御臺になすべし。もし又露の命を失はゞ、父の恩に報せよかし。此事人に知らすな」（唐糸さうし）

「…な」は、木曾義仲が御所方の女房唐糸にあてた手紙文の中にある。鎌倉殿の館に唐糸の前と申して、御所方の女房がいた。ある日、頼朝の、義仲征伐のことを聞き、自筆の密書をしたため、下人を使って義仲に届ける。義仲の返書の終りにこの用例はある。唐糸宛の密書であるから「もしもまた、はかない命を失つてしまつたならば父のご恩に報いたと思え。このことを人に悟られるな」ときわめて強い調子で制止する。

用例一七 「乳母も主も泣き明かす。夜も既に明ければ、萬壽姫は、御所様の御裏へ出（て）、あたり眺めて御覽する所（に）、いづくともなく、御みづし一人参（まい）『いかにやふ、萬壽、此釘門のうちへ入らせ給ふな、御法度なり』とぞ申（し）ける。」（唐糸さうし）

「…な」は、御みづしから萬壽姫への忠告の中にある。母の居所を探していた唐糸の娘は、十二歳になり、御所様のお屋敷に侍従の局として仕えている。ある日、下仕えの女中が一人来て、この釘門の中へ「お入りなさるな」と言う。入つてはならない理由を聞いただすと、母の唐糸が石の牢に押し込められているということである。娘萬壽の、母に会える喜びが一通りでなかつた事は言うまでもない。

用例一八 「萬壽うけ給はり、『信濃国を出（で）しより此かた、御命に代（い）らんと思ひきり、参（まい）りて候。はつたと、信濃へ帰（ま）じ』と泣きければ、唐糸きこしめし、『その義ならば、たびく参（まい）るなよ。人に知られて候はゞ、君よりも、唐糸が子なりとて、我よりさきに、死罪流罪に行はれ、奉（まつ）らん。よくく忍（ま）べ』と泣かれる。」（唐糸さうし）

娘萬壽が、頼朝の命をねらつていた母である唐糸を石牢に訪ねた時の、唐糸の言葉。頼朝の命をねらつていた母の娘ということが頼朝に知れると、死罪か流罪であるから耐え忍ぶようにと諭す場面で

ある。厳しい状況下での制止であるから「よ」をともなつて「…な」は強い制止となる。

用例一九 「やるはしをまことばししてきばししてうたればし、くやみばしすな」（猿源氏草紙）

鰯売りの螢火への贈歌。「ばし」を五回詠み込んだ遊戯的な歌である。手紙をやつたのをほんとうだと思いやつて来て、うたれてくやむなの意。海老名南阿彌陀佛の婿、猿源氏の鰯売りが宇都宮彈正になりすまして螢火と契りを結ぶ。この後、ぐつすり寝込んでしまひ、「阿漕が浦の猿源氏の鰯買おう、えい」と寝言を言う。そこで螢火は猿源氏の素姓を知る。一方、猿源氏は、嘆く螢火に贈歌して言い逃れる過程のひとこまである。

用例二〇 「（前略）木の實あまたひとつにしくれたるは、われに一つになりあはんと思ふ心かや、栗をたびたるは、くりことすなとの心にや、梨をたびたるは、われは男もなしといふ心、柿としほとはなどやらん、いづれも歌によまばやと思ひて」（物くさ太郎）

「…な」は、女房の、物くさ太郎に対処する動作叙述の中にある。信濃の物くさ太郎は七か月の長夫をすませて帰国することになつた。國もとを出発する時、都のよい女とつれそつて戻つて来いと言われて送り出されていた。そこで、清水寺で見かけた女房をたずねる。この女房は豊前の守に仕えていた。しかし、女房は、物くさ太郎の身なりの異常な様子に驚いて、高麗縁の畳を布団がわりに与える。そして食物として栗柿梨を与える。物くさ太郎は、栗をくだけたのは、同じことをくり返してくどくどうな、の意であり、梨は通つてくる男もいないの心と解する。塩と小刀もついている。そこで、一首「津の國の難波のかきなればうみわたうねどしほはつきけり」と詠み、女房の心をとらえる。

用例二一・二二 「ひぢかす大きに喜び、めでたや／＼とて、此程着たりける、十代の着る物を、竹の杖にまきつけて、小袖をばこよひばかりこそ貸し給はんずらん、あしたは着て帰らんするぞ、犬ゑのこ食ふな、盜人取るなとて、縁の下へ投げ入（れ）て、其後大口直垂着るやうを知らずして、首にあて肩にかけ、是をわづらはしくしけるを、下女とりつくろひて、鳥帽子を着せんとす。」（物くさ太郎）

物くさ太郎のひとりごと。豊前の守に仕える女房は、「ちはやふるかみを使ひにたびたるは社と思ふかや君」という物くさ太郎の巧みな返歌に心を動かされる。物くさ太郎は、直垂、鳥帽子、刀をつけて女房のいる障子の所に行く。これまで物くさ太郎が身につけていた衣類を縁の下に投げ入れ、正装して女房のところへ出かける箇所である。小袖は、今晚は貸してくださるであろう。明朝は着て帰るであろうから、犬や犬の子よ食うな、盜人よ取るなと言つて自分の着物を縁の下に投げ入れる。

用例二三 「此馬明日の卯の剋に、東向にひつ立て召さるべし。しばし有（り）て此馬身ぶるいして、足がきせば、両眼を強くふさぎ給へ。あなかしこ、道にて御眼をばしあき給ふな。此馬取つきて、身ぶるいせん時、御眼をあきて御覽ぜよ。」（梵天国）

梵天王の姫が、清水觀音の申し子に、馬で虚空に上がる要領を話す箇所である。時の天皇から清水觀音の申し子（中納言）に梵天皇じきじきの御判を取つてきてほしい、と所望される。その中納言が旅立つ時の姫の言葉である。「あなかしこ」「ばし」をともなつて制止の意が強くなつてている。

用例二四 「（前略）葦原國の者どもをば敵と宣へば、此國へは入

れぬ也。あひかまへて葦原國の者とばし、仰せ有(る)な、修業者」

(「梵天国」)

羅刹国で羅刹国の人々が修業者に話している箇所である。姫君を探して奔走する清水觀音の申し子(中納言)は、姿を変えて、羅刹国に着く。そこに尋ねる姫君を見出す。しかし、はくもん王が奪い取り、一の后として大事にお世話を申し上げている。このはくもん王は日本国の人々を敵と言っている。よく気をつけて、日本国の人とはおつしやいますな、と修業者になつて玉若に羅刹国の人々が申し上げる。

用例二五 「(前略)壺のはたなど廻るなど、あかはだか、つけ紐の時よりも申(し)聞かせ候へ共、かぶきたるなりばかりを好み、人の枕もと、菰、天井、古屋根などをすみかとして、悪逆ばかりを仕り候事、是非なき躰」(「猫のさうし」)

鼠の和尚と思われるものが出家の夢の中に現れて訴える箇所。上京に住む出家の夢の中に鼠が現れて、喜んで飛び回る猫のために逃げ隠れしている鼠の窮状をつぶさに訴える。この用例の前に「憎まるうことなれ」「物をくふことなれ」と二つの禁止表現がある。出典の「猫のさうし」は、猫と鼠が入れ代わり立ちかわり出家の夢の中に現れて、それぞれの現状を訴え出ている。『御伽草子集』(日本古典文学全集 小学館)の頭注に「一種の論争物で、訴陳状の形式をとつており、往来物の要素を備えている」とある。

用例二六 「急ぎ帰り、ありのまゝに申(し)ければ、佐伯聞給ひてうち案じつゝ、しばらく有(り)て、さてはうれしきものかな、歌の本歌にさる事有(り)し、

物かげにありと見えなば起きなせそこよひすぐすなもずの草ぐ

さ

此歌の心なりと思ひて、こと尋常に出立て、かの宿所へぞ急がれける。(「さいき」)

「…な」は、女房から佐伯への贈歌の中にある。「こよひすぐすな」は、今夜のうちにしのんで来ることを求めた語句と思われる。「もづの草ぐき」は、『日本国語大辞典』に「モズが春になると移り、人里近く姿を見せなくなることを、草の中にもぐり隠れたといったもの」とある。同一の和歌の中に、「な…そ」「…な」と禁止表現を重ねたものはこの用例だけである。女房の佐伯に対する心情が強く出ていると言えよう。結句の「もづの草ぐき」は、体言止めになつていて、心情表現に細やかな配慮が感じられる。

用例二七 「(前略)左の脇よりいつくしき箱をひとつ取り出し、「あひかまへてこの箱を開けさせ給ふな」とて渡しけり。(「浦嶋太郎」)

竜宮城での、亀の化身である女房の浦嶋太郎への言葉。女房が浦嶋太郎に形見の箱を渡す場面であり、「あひかまへて」は、「…な」に呼応し、強い制止の語となつている。亀の化身である竜宮城の女房によつて、浦嶋太郎の年齢は、箱の中にたたみ入れてあつた。したがつて、箱を開けると七百年保つていた寿命もたちまちに変わりはてたすがたになる。すなわち、二十四、五歳の年齢も瞬時に変わりはてたすがたになる。「どんなことがあつてもこの箱をお開けなさいますな」という亀の姿は、夫婦の契りを結んだ浦嶋太郎の故郷へ帰つた時のことがはつきり予想できて強く制止したと思われる。

用例二八 「太郎思ふやう、亀が與へしかたみの箱、あひかまへてあけさせ給ふなといひけれ共、今は何かせん、あけて見ばやと思ひ見ることぞやしかりけれ。」(「浦嶋太郎」)

竜宮城で亀の化身である女房からもらつた形見の箱を受け取る時

の言葉を思い出している。「亀が決してお開けなさいますな」と言つて渡した形見の箱も今となつては何としようか、開けて見ようといふ氣持になつた。ほんの一時と思つて出てしまつたその主家を訪ねてみると、虎の住むような荒れはてた野原となり、いまやなすすべもなかつた。この用例にも「あひかまへて」を使用して強く制止している。中古の作品には「あひかまへて」とほぼ同じ用法の語に「さら」「ゆめ」等がある。また、終助詞「ばや」、係り結びの法則を使い、浦嶋太郎の心情を効果的に表している。

用例二九 「そもそも此浦嶋が年を、龜がはからひとして、箱の中にたゞみ入（れ）にけり。さてこそ七百年の齢を保ちける。あけ見るなの有（り）しを、あけにけるこそ由なけれ。」（「浦嶋太郎」）

「…な」は地の文中にある。竜宮城で亀の化身である女房からかたみの箱を受取る時の言葉を受けての叙述である。亀の化身である女房は、「あひかまへてこの箱をあけさせ給ふな」といつて渡した。

用例三〇 「その中に鬼一人申（し）けるは『あはてて、事をし損ずな。かく珍しき肴をば私にてはかなふまじ。上へことはり御意次第に引き裂き食はん』と申しける。」（「酒呑童子」）

源頼光をはじめ六人の勇士が、酒呑童子の住む大江山にたどりつき、番の鬼どもに出会つた場面である。鬼の一人が同じ番の鬼に語りかける言葉。近頃、人間を食わないでの人恋しくなつていた。お頭へことわり、御意向のままに食おう。しかし、あわててことをしそこなうな、と制止する。

用例三一 「その後酒呑童子は、頼光の御姿を曰をも放さずうちながめ、『さても不思議の人／＼や御身が眼をよく見るに、頼光にておはします。さてその次は茨木が腕を切りし綱にてあり。残る四人の人々は定光末武公時や、保昌とこそおぼえたり。われらが見る目

は違ふまじ、いぶしう候、お立ちあれ。これにあふ鬼どもよ、心ゆるして怪我するな。われらもまかり立つぞ』とて、色をかへてぞひしめきける。」（「酒呑童子」）

酒呑童子が部下の鬼達に警告する箇所である。酒呑童子と源頼光をはじめ六人の勇士が神使鬼毒を前にして対座している場面である。酒呑童子は対座している六人の山伏が、源頼光、藤原保昌、渡辺綱、坂田公時、碓井貞光、ト部季武であり、討取りに来たと判断する自分の目に狂いはないと思っている。そこで、ここにいる鬼どもよ、油断して怪我するな、と顔を変えて騒ぎたてる。この六人の勇士は鬼神もおじけふるえて恐れをなすつわものと言わっていた。

用例三二・三三・三四・三五 「織部心の中には、今更の追従やと憎きものから、おかげ念じつ、『抑此一藝は大事の薬の侍りて服し侍りつゝ人に語り給ふな、さて勤むる事にて侍るぞ。これが家の秘密にて侍る。あなかしこ、人に語り給ふな』とて、何かあらん、ふりたる巻物取り出（で）て、薬の調じやうを細々と語る。乏少勤むるほどたまはりてよ。鬼うばがあまりにせはしく申（し）侍るもうるさければ、近き程に一度振り出して、先（づ）つかうまつり侍るべし」と、しきりにわぶる。福富、さらばとて内に入（り）つゝ、黒く丸めたる薬二粒取り出し、「これからまへて、すき腹にすかせ給な。ちとおなかをつくろひて、其藝をなさんと思ふ二時ばかりこなたに、鹽湯ぬる／＼として用ひ給へ。必ず不思議侍るべし。もし遅くとも、さのみいらち給ふな。あまりに藝のおそなはり侍らば、盥に水を汲みてゐどころをひたし、息をのみ給へ」と、細々と教ゆ。」

（「福富長者物語」）

福富の織部という長者が乏少に、妙音を発する術を伝授している

箇所である。身の内から妙音を発する術を会得し、貴人の前で演じて引出物をもらい、繁栄している福富の織部から、貧しい生活をしている。織部は、乏少に懇切に妙音の術を教える。織部の妙音を発する芸は薬を飲んで行うものであつた。このことは秘密だから決して人に語つてはいけないと「あなかしこ」「かまへて」が使用される。強く制止する際に「あなかしこ」「かまへて」が使用される。

用例三六 「かくて妻戸の隅の皮籠より、ふりたる烏帽子、柿の帽子、花田の上衣、四幅袴取り出し、乏少にうち着せつゝ、『かまへて露も臆し給ふな。腰そらし、首さし仰ぎて、いひ入（れ）給へ。』烏帽子の塵はらひて（以下略）」（福富長者物語）

福富の織部の長者から乏少への妙音を発する心構えの伝授。身の

内から妙音を発する術を会得し、貴人の前で演じて引出物をもらい、繁栄している福富の織部から、貧しい生活をしている乏少は手ほどきを受け、いよいよ出かける時の、織部の乏少のことばである。しかし、結果は大失敗であった。副詞「かまへて」を使用し、気後れすることを強く制止している。

用例三七 「絵の中の詞」「おほちの町よりのぞきて笑ふ。あれを

見てはこたれさせなねんね。不思議や、いかうくさきが、しなとの風や吹（き）つらんと思へば、いぶせきにほひぞや。」（福富長者物語）

大通りの町屋の人々同士の会話。身の内から妙音を発する術を織部から親切に教えてもらい、中将殿の御庭に出かけたが大失敗であった。大通りの町屋から人々がのぞき見て笑つた。「はこたれさせな」は、くそをなさるな、の意である。日本古典文学大系『御伽草子』に次の頭注がある。「たれさせな」の注として、大東急本・文政本「た

れさせな」とある。「…な」は、連用形に接続している。

用例三八 「〔前略〕そのうち女房たちをも近づけて雙六、貝覆（かいおぼひ）繪合（へはう）、いろ／＼遊びして、御慰み候へ」と申（し）て、重ねて申（し）けるは、「相構（あいがま）へて／＼岩穴（あな）のこと、あだにも人に御漏（かき）らしあるな」と、確に申（し）おき、信濃國（しなのくに）へ行きけり。」（あきみち）

金山の八郎左衛門が信濃へ出かける時の、あきみちの女房への言葉である。あきみちの父は、金山の八郎左衛門が夜盗に入つた時、殺されている。あきみちは、この敵討のため女房を八郎左衛門の隠れ屋に忍びこませる。その後、月日は流れ、八郎左衛門は、身ごもつたあきみちの女房に気を許して、隠れ屋の岩穴を案内する。ここでも「…な」のある会話に「相構へて」を用い、岩穴のことを多言しないように強く制止している。

用例三九 「〔前略〕内なるあきみち、すはやまことの敵（かたき）と思ひて、打物抜（うちものぬ）きて真向（まっこう）に差し当（さしあ）て、力を出（だ）し、この人に打ちつけんとしたりしかば、爰（こゝ）不思議（ふしき）なる事あり、何人（なんじん）とは知らず虚空（くうくう）に三百人餘（あま）りの聲（こゑ）にて、叫（さけ）びけるやうは『あきみち待（ま）て、討（う）つな』とこそをめきけれ。（以下略）」（あきみち）

あきみちへの、虚空の叫び。あきみちは、八郎左衛門の隠れ屋に、女房の手引きで潜入する。しかし、敵とする八郎左衛門は用心深く、岩穴に入る前に、自分とそつくりの人物を岩穴に入れる。この瞬間、あきみちは討ちとろうとするが、虚空から「あきみち、待て。討つな。」という三百人余りの叫びが聞こえてきた。この声は、ゆえなく八郎左衛門から殺された無念の魂の声であった。しばらくして、八郎左衛門は油断して岩穴に入つてしまふ。あきみちは、まことの敵と一太刀に左衛門の細首を打ち落とす。あきみちとあきみちの女房諸共にうれし泣きする。八郎左衛門は二十一歳である。あきみちの

女房は、八郎左衛門の若をもうけていた。身の処しようもなく苦惱し、仏門にはいる。後を追うようにあきみちも仏門にはいった。あきみち待て、討つな」は虚空からの叫びである。怨讐をもつ者の強い禁止表現である。

四

まとめ

1 「な（副詞）・連用形・そ（終助詞）」 六例

- 懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの 一例

この用例は、動作主が心情的になんらかの苦境にあるために、他に対して制止の意を含みつつ懇ろに願い望む意があると解されるものである。禁止表現は会話中にあり酒呑童子から山伏一行への言葉である。

- 禁止の意を表すと解されるもの 五例

五例中四例は、「な（副詞）・連用形・そ（終助詞）」の構成である。用例三に音便が見られる。禁止の意を表す表現は、和歌に二

- 例、会話に三例である。

2 「連用形・そ（終助詞）」 二例

- 二例とも禁止の意を表すと解される。

用例七「十三や、さのみ情をふりしてそ情は人のためにあらねば〔和泉式部〕の「さのみ情をふりしてそ」は、清水本には「さのみなさけなふりしてそ」とあり、松井本にも、「さのみなさけなふりしてそ」とある。清水本、松井本の場合、「な…そ」の形式が確認できるが、日本古典文学大系本は「…そ」である。『日本語法史 鎌倉時代編』に「鎌倉時代になお共存しているが、終助詞『な』と『な…そ』とは、鎌倉時代になお共存しているが、終助詞『な』が多用され、『な…そ』は、衰退の道をたどっている」とある。今回、『御伽草子』の「な…そ」「…な」の用例を検討してみるとこの傾向が著しい。

の意味を吸収する用法が新生した」とある。作品の成立時に問題はあるが、少なくとも用例七の「…そ」はこの用例になると考えることができると思われる。用例七は数え歌、用例八は会話中にある。

3 「終止形・な（終助詞）」 二七例

「連体形・な（終助詞）」 三例

「連用形・な（終助詞）」 一例

「連体形・な（終助詞）」は、「仰せ有（る）な」「怪我するな」「御漏らしあるな」の三例、「連用形・な（終助詞）」は「あれを見てはこたれさせなねんね」の一例である。『日本語法史 鎌倉時代編』「な」の承接の項に、「鎌倉時代には、『な』が連用形または連体形を受けることが生じた。「すべて終止形を受ける語が、連体形を受ける傾向は、鎌倉時代に、連体形が漸次禁止を犯す現象に基づく」とある。わずか四例ではあるが、この説を裏付ける例証となると思われる。今後、用例を求めてなお考察を続けたい。

- 懇願の気持を含めて禁止すると解されるもの

会話に三例、和歌に二例ある。平安時代の女流日記文学も会話と和歌に集中している。

○ 禁止の意を表すと解されるもの 二六例

会話に一六例、地の文五例、和歌三例、手紙一例、虚空からの叫び一例である。「な…そ」六例に対し、「…な」は、三一例である。『日本語法史 鎌倉時代編』に「禁止の意の終助詞『な』と『な…そ』とは、鎌倉時代になお共存しているが、終助詞『な』が多用され、『な…そ』は、衰退の道をたどっている」とある。今回、『御伽草子』の「な…そ」「…な」の用例を検討してみるとこの傾向が著しい。

今回は、『御伽草子』の三九例を検討した。「な…そ」六例に対して、「…な」は三一例である。「な…そ」が徐々に劣勢となり、「…な」が主として用いられる状況は把握できた。ただ問題は、作品の成立時が特定できないのと、写本に異同があるのでこれ以上明言できることであろう。

また、「な…そ」の「な」がなくなり、「そ」のみで禁止の意を表すると解されるものが二例見られた。しかし、二例のうち一例は「な…そ」「そ」が共存している写本があり、今後他に用例を収集して検討しなければならないであろう。

○ 本稿で使用したテキスト

主要な参考文献

- 注1 日本古典文学全集『御伽草子』解説 御伽草子の意義 小学館
- 注2 日本古典文学大系『御伽草子』解説 御伽草子の範囲について 岩波書店
- 注3 国文法講座3 古典解釈と文法—助詞の機能 明治書院
- 注4 日本古典文学全集「猫のさうし」頭注

笠間索引叢刊

御伽草子 索引

御伽草子（日本古典文学大系）

御伽草子（日本古典文学全集）

日本語法史 鎌倉時化編

日葡辞書の研究

日本国語大辞典

千載和歌集

(平成三年九月三〇日受理)

風間書房

小学館

桜楓社

明治書院

笠間書院

岩波書店

小学館